

1. 東日本大震災について

(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

ア. 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、平成 23 年度の災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基に再度、精査・集約し、一昨年 9 月に報告書を取りまとめた。水道の断水状況については、当初 19 都道県で約 230 万戸と公表しているが、その後の調査で、新たに 19 都道県、264 の水道事業者で、約 257 万戸が断水していたことが判明した。津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書を平成 25 年 7 月に発表しており、厚生労働省のホームページに掲載しているため、適宜参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

イ. 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況は、平成 26 年 2 月末現在、3 つの被災事業者（福島県；3 事業体）から申請があり、6 件の災害査定（通常査定 4、特例査定 2）を実施している。査定後の調査額は、約 23.5 億円（通常査定約 0.5 億円、特例査定約 23 億円）となっている。

岩手・宮城・福島の 3 県で実施している特例査定については平成 25 年度実施分で完了しており、特例査定の最終的な金額は約 1,024 億円となっている。平成 24 年度より個別の事業について設計協議を行い実施保留を解除しているが、平成 25 年度までの保留解除額については約 50 億円といった状況で、全体の 5%弱の進捗といったところである（平成 26 年 2 月末現在）。

また、特例査定の施設ごとの内訳については配水施設が約 8 割を占めており、管路施設の被害が甚大であったことを示している。

平成 26 年度以降は、特例査定の保留解除の順次実施とまちづくりと整合した円滑な復旧工事の実施が課題となっている。

保留解除の手続きについては、平成 24 年 12 月 27 日付け事務連絡「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例における保留解除手続きについて」により提出書類を周知している。また、厚生労働省では、申請書類の内容確認を速やかに行い、2 回目以降の実設計協議で省略可能な書類は不要とするなど、各種手続きの簡素化を行い、復興予算の迅速な執行に努めているところである。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあり、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(公社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報

共有、意見交換し、被災地の復興をそれぞれの立場で支援するものである。今年度は、現地調査部会や被災事業者との意見交換会を開催し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングし、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の応援にあたっていただいている。

(2) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成24年4月1日から適用している。

本通知においては、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあっては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kg以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成24年4月1日以降、平成26年2月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。今後とも、モニタリング結果の提供について願います。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成23年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係14都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成24年1月1日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者に処理を行っていただくことになるが、放射性物質を含む浄水発生土に係る処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた費用は、原子力損害賠償制度で東京電力株式会社が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、前出の「考え方」により、製品として安全性評価がなされたセメント（製品100Bq/kg以下）等でのみ利用が行われ、それ以外については利用を自粛する状況が続いていたが、平成25年3月13日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点で400Bq/kg以下）、グラウンド土（浄水場出口時点で200Bq/kg以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としており、徐々に再利用が進みつつある。

なお、汚染浄水発生土は、月当たり3万トンが発生しているが、発生量とほぼ同量が再利用又は最終処分されており、保管量としては平成24年11月頃から約20万トンで横ばいの状況となっている。関係者の方々には、汚染浄水発生土の適切な取扱いがなされるよう、引き続きご協力いただきたい。

(4) 原子力損害賠償について

原発事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成24年5月1日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」に加え、平成24年度に発信した損害賠償の受付開始に関する2件の事務連絡にて、平成24年3月末迄を対象とする請求受付開始の周知を行ってきた。今年度においては、平成25年7月31日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始(4回目)について」にて、平成25年3月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償の受付と支払いが行われている。また、平成25年11月5日付け事務連絡「平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について」にて、平成25年度以降分の損害賠償請求の協議における東京電力の基本的考え方を周知したところである。平成25年度以降も原発事故影響への対応を余儀なくされている水道事業者におかれては、水道水及び水道原水のモニタリングの検査頻度等に対して賠償対象となる「必要かつ合理的な範囲」について特に留意されたい。平成25年度分の損害賠償の受付開始時期については、今年度末に東京電力から案内が行われる見通しである。

なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる事も可能である。水道事業においても申立が行われており、すでに和解案が示されている事例もある。今後も、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、東京電力との賠償交渉中の事業者においては、課題点に関する厚生労働省への積極的な情報提供を引き続きお願いする。